# 居宅介護支援事業所オリーブのさと 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人オリーブの実が開設する居宅介護支援事業所オリーブのさと(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保 健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行 う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者 に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保 険施設等との連携に努める。
- 5 前4項のほか、事業所は、介護保険法その他の法令、「甲賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年条例第4号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - ① 名称 居宅介護支援事業所オリーブのさと
  - ② 所在地 甲賀市土山町市場390番地4

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
  - ① 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援 の提供に当たるものとする。
  - ③ 介護支援専門員 1名以上(うち常勤兼務職員1名、管理者と兼務) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
  - ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
  - ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び病院等の関連施設並びに利用者宅
  - ② 使用する課題分析票の種類 MDS-HC方式他提供可能な課題分析票とする
  - ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び病院等

の関連施設並びに利用者宅

- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - ① 実施地域を越える地点から、片道1キロメートル(小数点切り捨て) 20円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支 払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、甲賀市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速や かに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(その他運営についての留意事項)

- 第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人オリーブの実と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

- 第10条 居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した居宅介護支援業務に関し、法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した居宅介護支援業務に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査

に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

甲賀市健康福祉部長寿福祉課介護保険係	電話: 0748-69-2165 ファックス: 0748-63-4085
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話:077-522-0065 ファックス:077-510-6606

(人権擁護・虐待防止)

第11条 甲賀市の基準条例に規定する独自基準により、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

#### (非常災害対策)

第12条 非常災害の発生の際に、その事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

## 附則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。